

構造改革特区と 地域再生構想のねらい

1. はじめに

構造改革特区計画の申請が始まり16年4月で1年が経過し、それまでの4回の特区認定申請により全国で324件の様々な特区が生まれた。

中身としては、政省令や通達レベルのものが多く、法律の改正にいたるものは少ないものの、地方分権の点からみると、地域の熱意が十分感じられ、これからの地方分権時代の十分な足掛かりになる内容だと思われる。また、今回5月の第5次構造改革特区計画の認定申請においては、昨年12月20日から今年1月15日までに提案募集が行われた地域再生構想に基づく地域再生計画申請も合わせて受け付け始め、地方公共団体、民間事業者にとっては、2つの地域発案制度が利用可能となった。

しかし、地域再生構想については、その制度自体が創設されて間もないこともあり、申請団体にとってはいずれの制度を利用して地域の発展に繋げていくか判断に迷うこともある。

そこでここでは、構造改革特区と地域再生構想についてまとめ、整理したので、参考にしていただきたい。

2. 構造改革特区

(概要)

地方公共団体や民間事業者などの発案により、障害となっている規制を特例的に緩和する「特定区域」を設けて、地域の特性を顕在化させ、産業の集積や新しい産業の創出を呼び起こし地域を活性化させようとする制度。また、そうした成功事例を全国へ波及させることで全国レベルでの規制改革、経済の活性化に繋げようとするもの。

《ポイント①》

国があらかじめ特区についてのモデルを示すのではなく、地方公共団体や民間事業者自らが幅広い規制の中から、構造改革特区構想や全国規模の規制改革要望について、定期的に発案できるようになっていること。

特区として特例措置を講じることが可能になった規制については、一覧表(構造改革特別区域基本方針別表)として幅広く示され、新たに特区計画を申請する地方公共団体は、その中から計画に沿った規制の特例を選択して申請し易いようになっている。

《ポイント②》

申請から決定までの過程が内閣によって一元化されている。

申請の受付や、どの地域を構造改革特区に認定するのかについての判断が内閣にあることで、各規制所管省庁は危険性に関わる「安全規制」と、申請書の書き方などの「手続き」の2点に関与できる範囲が限定されている。

《ポイント③》

特区の中で実施された規制の特例措置は、構造改革推進本部が規制の所管省庁や第三者からなる評価委員会(民間事業者・学識経験者等)の意見を聞き、特に問題が生じていないものは速やかに全国展開を行い、また認定されたものの実施されてない場合や実施の少ないものについては、原因を調査し、さらなる修正及び新たな規制改革の実施を図っていること。

その他、地方公共団体又は民間業者からの苦情や特区の提案等について気軽に相談できる「メール窓口」や、必要に応じて特区推進室の担当者「出前コンサルタント

ト」を現地に派遣する制度、また、計画案作成において法令解釈を各省庁に問い合わせる場合に各省庁は「30日以内に回答する」と定めた法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター制度）等によって特区制度が円滑に運用できるよう配慮されている。

3. 地域再生構想

（概要）

地域自らの発案により、地域の産業・自然環境・農産物などの資源や、地域の歴史・文化・伝統といった特徴を活用しながら、規制緩和だけでなく、各省庁による支援策の統合や利便性の向上、また権限委譲やアウトソーシングの促進といった面において国が全面的に支援し、「地域の経済の活性化」と「地域の雇用の創造」を実現させていこうというもの。

地域再生は構造改革・地方分権・観光立国など政府が進めている様々な施策と連携して取り組まれるが、特に構造改革特区とは一体的に進められることから、その手法として、構想の提案募集を行い認定された支援措置（地域再生のためのプログラム 別表）に基づき計画申請をする点（上記ポイント①）や、申請から支援措置の認定が内閣において一元化されている点（上記ポイント②）、ノーアクションレター制度、申請団体からの苦情処理相談など受け付ける窓口の設置、などにおいて同じである。

しかし以下の点において構造改革特区とは異なり、幅広い取り組みが可能となっている。

- ① 構造改革特区のように規制改革に限ったものではなく、各省庁による補助金の統合・見直し、「国から地方へ」「地方（県）から地方（市）へ」などの権限の移譲、行政サービスの外部委託（アウトソーシング）などが対象となること。
- ② 国は地域再生のための個々の提案へ対応するだけでなく、提案を通じて浮かび上がってきた各省庁間の横断的な課題や支援施策を連携・集中させることで、より効率的・一元的に推進できるよう取り組むこと。


- ③ 全国的な構造改革ではなく、「地域経済の活性化」と「地域雇用の創出」という目標を達成するためのものであること。

具体的な取り組みについては、5月現在において地域再生計画が受付中であり（愛媛県からは松山市と西条市が申請）、各申請団体の計画について紹介できないため、2月に地域再生本部で決定された支援措置のプログラムからイメージとしてその一部を紹介する。

〈支援措置のイメージ〉


廃校校舎等公共施設の転用

- 廃校校舎等公共施設を転用することを認める。
- 公共施設を転用するための増改築等にリニューアル債を活用できるようにする。 など




イベント開催時の道路や河川の占有等の弾力化

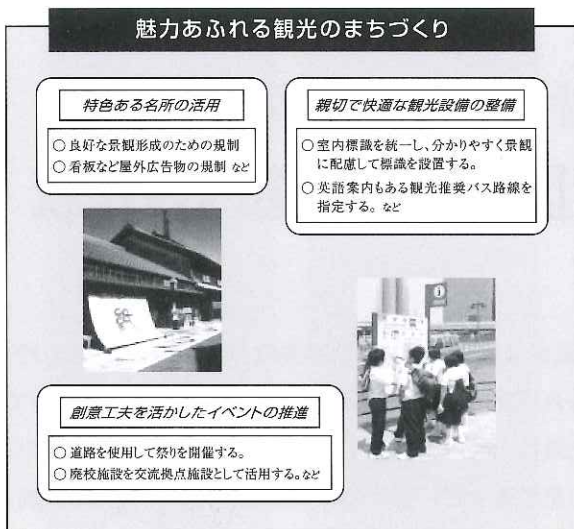
- イベント開催に際し弾力的に道路使用を許可
- イベント開催に際し弾力的に道路や河川の占有を許可
- 道路使用と道路占有の許可窓口を一元化 など



アウトソーシング

- 地方公共団体が河川、道路、公営住宅地等について、指定管理者制度を活用できる旨を明らかにする。
- PFI事業の積極活用 など





作成:内閣官房地域再生推進室

その他の特徴的なものとして、地方公共団体・地元経済界・国の地方機関等が市町村と一体となって地域再生支援に取り組むための「特定地域プロジェクトチーム」の設置や、地域再生の考えを浸透させる役割を担う「地域再生伝道師」、地方にある各省庁の地方機関でも地域再生について一元的に相談ができる「地域再生支援チーム」など地域再生の担い手の育成やそのためのノウハウの提供など国による全面的な支援体制も整っており、地域再生構想は、地域主導による規制緩和にとどまらず、各省庁の施策の改革・改善や支援策までも求めることが可能な内容となっている。

4. おわりに

これまで、構造改革特区と地域再生構想について整理したが、両制度とも対象となる範囲に多少の違いはあるものの、いずれも「国に頼るのではなく、自分達の地域は自分達の手で計画し責任を持って実施していく」という精神を持って、地域の様々な特色に工夫を凝らし、地域を活性化させていく取り組みであるという点は共通である。今後さらに、地方公共団体や民間事業者が、そういった共通点をもつ両制度を一体として取り組んでいくことで、一層の効果が出てくると思われる。

さらには、全国画一的な地域からオリジナリティー

に溢れた地域へと次々に脱却し、発展していくことによって、自分達の地域だけでなく、全国レベルでの発展・再生に繋がっていくことを期待したい。

(当センター研究員 河井 将志)

<参考>

構造改革特別地域基本方針、地域再生推進のための基本指針、地域再生推進のためのプログラム